

2. 調査の結果

1) 調査票 I

①部会の設置状況

部会の設置状況については、「独立設置」が71.7%ともっとも多く、次いで「他部会と合同設置」23.9%となっている。

表5-1-1 部会の設置状況

	度数	パーセント
独立設置	33	71.7
他部会と合同設置	11	23.9
未設置	2	4.3
合計	46	100.0

②児童相談所設置数

児童相談所の設置数については、「複数」が80.4%ともっとも多く、次いで「1か所」19.6%となっている。

表5-1-2 児童相談所設置数

	度数	パーセント
複数	37	80.4
1か所	9	19.6
合計	46	100.0

③部会数

部会数については、「1か所」が91.9%、「複数」8.1%となっている。

表5-1-3 部会数

	度数	パーセント
1か所	34	91.9
複数	3	8.1
合計	37	100.0

④事務局の設置場所

事務局の設置場所については、「本庁」が54.3%ともっとも多く、次いで「児童相談所」39.1%となっている。

表5-1-4 事務局の設置場所

	度数	パーセント
児童相談所	18	39.1
本庁	25	54.3
その他	3	6.5
合計	46	100.0

⑤部会の開催場所

部会の開催場所については、「特定の児童相談所」と「本庁」がそれぞれ45.7%となっている。

表5-1-5 部会の開催場所

	度数	パーセント
特定の児童相談所	21	45.7
本庁	21	45.7
その他	4	8.7
合計	46	100.0

⑥開催場所の選定理由

開催場所の選定理由については、「事務局のある場所」が63.6%ともっとも多く、次いで「委員の出席のしやすさ」61.4%となっている。

表5-1-6 開催場所の選定理由 (MA)

	度数	パーセント
交通の利便性	25	56.8
開催準備のしやすさ	25	56.8
事務局のある場所	28	63.6
委員の出席のしやすさ	27	61.4
児相職員の出席のしやすさ	15	34.1

⑦取り扱い要領

取り扱い要領の有無については、「なし」が53.3%、「あり」が46.7%となっている。

表5-1-7 取り扱い要領

	度数	パーセント
あり	21	46.7
なし	24	53.3
合計	45	100.0

⑧平成15年度開催回数

平成15年度開催回数については、「0回」が17.4%ともっとも多く、次いで「2回」と「4回」の15.2%となっている。

表5-1-8 平成15年度開催回数

	度数	パーセント
0回	8	17.4
1回	6	13.0
2回	7	15.2
4回	7	15.2
5回	3	6.5
6回	3	6.5
7回	2	4.3
8回	1	2.2
10回	5	10.9
11回	1	2.2
12回	3	6.5
合計	46	100.0

⑨ 1回の審議時間

1回の審議時間については、「2時間」が62.8%と最も多く、次いで「1時間」20.9%、「3時間」14.0%となっている。

表5-1-9 1回の審議時間

	度数	パーセント
1時間	9	20.9
2時間	27	62.8
3時間	6	14.0
6時間	1	2.3
合計	43	100.0

⑩開催頻度

開催頻度については、「不定期開催」が41.3%と最も多く、次いで「毎月」26.1%、「2か月に1度」15.2%となっている。

表5-1-10 開催頻度

	度数	パーセント
毎月	12	26.1
2か月に1度	7	15.2
3か月に1度	5	10.9
6か月に1度	3	6.5
不定期開催	19	41.3
合計	46	100.0

⑪開催日の設定方法

開催日の設定方法については、「年間予定設定」が61.5%であり、「その都度設定」が38.5%となっている。

表5-1-11 開催日の設定方法

	度数	パーセント
年間予定設定	16	61.5
その都度設定	10	38.5
合計	26	100.0

⑫委員の選出方法

委員の選出方法については、「既存委員を含め新たに選出」が66.7%ともっとも多く、次いで「既存の委員から選出」22.2%となっている。

表5-1-12 委員の選出方法

	度数	パーセント
既存の委員から選出	10	22.2
既存委員を含め新たに選出	30	66.7
新規委員のみで選出	3	6.7
その他	2	4.4
合計	45	100.0

⑬委員数

委員数については、「5人」が52.2%ともっとも多く、次いで「6人」19.6%、「7人」13.0%となっている。

表5-1-13 委員数

	度数	パーセント
3人	1	2.2
4人	2	4.3
5人	24	52.2
6人	9	19.6
7人	6	13.0
8人	2	4.3
10人	1	2.2
11人	1	2.2
合計	46	100.0

⑭部会の委員の職種

部会の委員の職種については、「弁護士」が18.2%ともっとも多く、次いで「精神科医」12.9%、「その他福祉関係者」10.6%、「小児科医」10.2%となっている。

表5-1-14 部会の委員の職種

	度数	パーセント
弁護士	48	18.2
小児科医	27	10.2
精神科医	34	12.9
その他医師	3	1.1
社会福祉を専門とする大学教員	20	7.5
心理学を専門とする大学教員	22	8.3
教育学を専門とする大学教員	12	4.5
その他を専門とする大学教員	4	1.5
社会福祉施設職員	23	8.7
その他福祉関係者	28	10.6
教育関係者（大学教員を除く）	15	5.7
行政関係者	1	0.4
心理職専門家（大学教員を除く）	2	0.8
地域保健関係者	1	0.4
民生児童委員・主任児童委員	11	4.2
マスコミ関係者	2	0.8
その他	11	4.2
合 計	264	100.0

⑮審議した事例の種類

審議した事例の種類については、「虐待相談」が69.8%ともっとも多く、次いで「養護（虐待を除く）相談」12.5%となっている。

表5-1-15 審議した事例の種類

	度数	パーセント
虐待相談	252	69.8
養護（虐待を除く）相談	45	12.5
保健相談	0	0.0
障害相談	0	0.0
非行相談	30	8.3
健全育成相談	2	0.5
その他の相談	32	8.9
合 計	361	100.0

⑩部会への委員以外の出席者

部会への委員以外の出席者については、「児童相談所長」が93.2%ともっとも多く、次いで「担当児童福祉司」86.4%、「事務局」65.9%となっている。

表5-1-16 部会への委員以外の出席者 (MA)

	度数	パーセント
児童相談所長	41	93.2
担当児童福祉司	38	86.4
担当心理判定員	19	43.2
一時保護所職員	8	18.2
事例担当以外の児相職員	26	59.1
学校関係者	2	4.5
施設関係者	7	15.9
病院関係者	1	2.3
警察関係者	1	2.3
地域保健関係者	2	4.5
民生児童委員・主任児童委員	0	0.0
対象児童の保護者	0	0.0
対象児童	0	0.0
事務局	29	65.9
その他	3	6.8

⑪部会の意見聴取の児童相談所への有効性

部会の意見聴取の児童相談所への有効性については、「とても役にたっている」が62.2%ともっとも多く、次いで「やや役にたっている」26.7%となっている。

表5-1-17 部会の意見聴取の児童相談所への有効性

	度数	パーセント
とても役にたっている	28	62.2
やや役にたっている	12	26.7
あまり役にたっていない	5	11.1
役にたっていない	0	0.0
合計	45	100.0

⑩部会の望ましい社会的役割

部会の望ましい社会的役割については、「第三者的役割」が82.2%ともっとも多く、次いで「児童の権利擁護機能を充実」57.8%、「重大事例検証」35.6%となっている。

表5-1-18 部会の望ましい社会的役割 (MA)

	度数	パーセント
調査・調整機能	7	15.6
第三者的役割	37	82.2
制度改善提言	14	31.1
児童の権利擁護機能を充実	26	57.8
不服申し立て受付	9	20.0
重大事例検証	16	35.6
市町村への指導	0	0.0
関係機関への指導	3	6.7
その他	2	4.4

2) 調査票Ⅱ

①平成15年度の審議件数

平成15年度の審議件数については、「0件」が36.4%ともっとも多く、次いで「1～3件」33.3%、「4～6件」14.7%となっている。

表5-2-1 平成15年度の審議件数

	度数	パーセント
0件	47	36.4
1～3件	43	33.3
4～6件	19	14.7
7～9件	10	7.8
10件以上	10	7.8
合計	129	100.0

②平成15年度の法的対応件数および審議の状況

平成15年度の法的対応件数および審議の状況については、「28条の申し立て事例」が133件、うち「部会に事例を提出した件数」が106件、「部会に事後報告した件数」が51件となっている。

表5-2-2 平成15年度の法的対応件数および審議の状況

	28条の 申し立て事例	親権喪失の 申し立て事例	後見人選任の 申し立て事例
総件数	157	2	5
部会に事例を提出した件数	106	2	0
部会に事後報告した件数	51	0	0

③措置中事例の審議の有無

措置中事例の審議の有無については、「なし」が66.9%で、「あり」が33.1%であった。

表5-2-3 措置中事例の審議の有無

	度数	パーセント
あり	42	33.1
なし	85	66.9
合計	127	100.0

④措置中事例の審議内容

措置中事例の審議内容については、「家庭引き取り」が45.2%ともっとも多く、次いで「措置施設の変更」38.1%となっている。

表5-2-4 措置中事例の審議内容 (MA)

	度数	パーセント
家庭引き取り	19	45.2
面会や外出、外泊の進め方	9	21.4
措置施設の変更	16	38.1
施設内不適応	8	19.0
施設内での権利侵害	4	9.5
その他	8	19.0

⑤1回の審議件数

1回の審議件数については、「2件」が41.5%ともっとも多く、次いで「3件」25.5%、「1件」23.4%となっている。

表5-2-5 1回の審議件数

	度数	パーセント
1件	22	23.4
2件	39	41.5
3件	24	25.5
4件	7	7.4
5件	1	1.1
8件	1	1.1
合計	94	100.0

⑥事例に関する資料の配付方法

事例に関する資料の配付方法については、「当日に委員に配布する」が54.1%と最も多く、次いで「事前に委員に配布する」40.4%となっている。

表5-2-6 事例に関する資料の配付方法

	度数	パーセント
事前に委員に配布する	44	40.4
当日に委員に配布する	59	54.1
口頭で説明する	1	0.9
その他	5	4.6
合計	109	100.0

⑦事例の概要の説明方法

事例の概要の説明方法については、「児相所長等の管理職が説明する」が55.9%と最も多く、次いで「事例担当者が説明する」31.5%となっている。

表5-2-7 事例の概要の説明方法

	度数	パーセント
児相職員以外が説明する	3	2.7
児相所長等の管理職が説明する	62	55.9
事例担当者が説明する	35	31.5
その他	11	9.9
合計	111	100.0

⑧審議の方法

審議の方法については、「活発な質疑応答」が84.7%ともっとも多く、次いで「児相の方針を聞き、おおむね承認」28.8%となっている。

表5-2-8 審議の方法 (MA)

	度数	パーセント
活発な質疑応答	94	84.7
児相の方針を聞き、おおむね承認	32	28.8
外部の専門家の意見を聞く	2	1.8

⑨意見具申の提出時期

意見具申の提出時期については、「その場で意見具申」が83.8%ともっとも多く、次いで「後日、意見具申」22.5%となっている。

表5-2-9 意見具申の提出時期 (MA)

	度数	パーセント
その場で意見具申	93	83.8
後日、意見具申	25	22.5
明確な意見具申はない	3	2.7

⑩意見具申の方法

意見具申の方法については、「意見具申は口頭」が73.0%ともっとも多く、次いで「意見具申は文書」46.8%となっている。

表5-2-10 意見具申の方法 (MA)

	度数	パーセント
意見具申は口頭	81	73.0
意見具申は文書	52	46.8
明確な意見具申はない	1	0.9
その他	2	1.8

⑪審議後の対応

審議後の対応については、「審議事例の経過報告」が83.3%ともっとも多く、次いで「事後報告」58.3%、「継続審議」43.5%となっている。

表5-2-11 審議後の対応

(MA)

	度数	パーセント
審議事例の経過報告	90	83.3
継続審議	47	43.5
部会としての家裁等への意見提出	5	4.6
事後報告	63	58.3

⑫関係機関の出席

関係機関の出席については、「やや反対」が31.4%ともっとも多く、次いで「賛成」30.6%、「やや賛成」24.0%となっている。

表5-2-12 関係機関の出席

	度数	パーセント
賛成	37	30.6
やや賛成	29	24.0
やや反対	38	31.4
反対	17	14.0
合計	121	100.0

⑬関係機関の出席への賛成理由

関係機関の出席への賛成理由については、「事例の幅広い見方」が69.2%ともっとも多く、次いで「関係機関間の方針の統一」が63.1%、「関係機関間の調整」と「児相の現状の理解」がそれぞれ46.2%となっている。

表5-2-13 関係機関の出席への賛成理由 (MA)

	度数	パーセント
事例の幅広い見方	45	69.2
関係機関間の調整	30	46.2
児相の現状の理解	30	46.2
関係機関間の方針の統一	41	63.1
その他	3	4.6

⑭関係機関の出席への反対理由

関係機関の出席への反対理由については、「関係機関の意見も児相が説明することにより、必要性がない」が83.6%ともっとも多く、次いで「関係機関の出席を調整することが困難」29.

1%、「関係機関を前に意見がいいにくい」25.5%となっている。

表5-2-14 関係機関の出席への反対理由 (MA)

	度数	パーセント
関係機関の意見も児相が説明することにより、必要性がない	46	83.6
関係機関の出席を調整することが困難	16	29.1
関係機関を前に意見がいいにくい	14	25.5
その他	7	12.7

⑮部会の意見聴取実施の当事者への伝達の有無

部会の意見聴取実施の当事者への伝達の有無については、「必要なら伝えることもある」が49.4%と最も多く、次いで「原則として伝えている」25.3%、「伝えていない」24.1%となっている。

表5-2-15 部会の意見聴取実施の当事者への伝達の有無

	度数	パーセント
伝えていない	19	24.1
必要なら伝えることもある	39	49.4
原則として伝えている	20	25.3
その他	1	1.3
合計	79	100.0

⑯部会の答申の当事者への伝達の有無

部会の答申の当事者への伝達の有無については、「必要なら伝えることもある」が51.9%と最も多く、次いで「伝えていない」と「原則として伝えている」がそれぞれ22.8%となっている。

表5-2-16 部会の答申の当事者への伝達の有無

	度数	パーセント
伝えていない	18	22.8
必要なら伝えることもある	41	51.9
原則として伝えている	18	22.8
その他	2	2.5
合計	79	100.0

⑰児童相談所にとっての意見聴取の有効性

児童相談所にとっての意見聴取の有効性については、「役にたっている」が58.0%ともっとも多く、次いで「やや役にたっている」27.2%、「あまり役にたっていない」13.6%となっている。

表5-2-17 児童相談所にとっての意見聴取の有効性

	度数	パーセント
役にたっている	47	58.0
やや役にたっている	22	27.2
あまり役にたっていない	11	13.6
役にたっていない	1	1.2
合計	81	100.0

⑱意見聴取が役にたっている理由

意見聴取が役にたっている理由については、「処遇の客観性の確保」が97.1%ともっとも多く、次いで「処遇の透明性の確保」69.6%、「専門的意見が得られる」66.7%となっている。

表5-2-18 意見聴取が役にたっている理由 (MA)

	度数	パーセント
処遇の客観性の確保	67	97.1
処遇の透明性の確保	48	69.6
スーパーバイズ機能をはたす	33	47.8
関係機関の調整に資する	17	24.6
専門的意見が得られる	46	66.7
判断基準の明確化	36	52.2
当事者の権利擁護につながる	34	49.3
職員の自信が増す	13	18.8
親への説得力が増す	33	47.8
問題点の整理ができる	26	37.7
幅広い視点からケースを検討できる	33	47.8
処遇の専門性の向上	25	36.2
職員の研修になる	13	18.8

⑩意見聴取が役にたっていない理由

意見聴取が役にたっていない理由としては、「緊急時に対応できない」が83.3%と最も多く、次いで「法的強制力がない」と「開催回数が少ない」がそれぞれ50.0%となっている。

表5-2-19 意見聴取が役にたっていない理由 (MA)

	度数	パーセント
緊急時に対応できない	10	83.3
法的強制力がない	6	50.0
実践的な助言を得られない	5	41.7
開催回数が少ない	6	50.0
児相の処遇方針とほぼ同じである	2	16.7
児相の現状に対する委員の理解度の低さ	3	25.0
形式的な進行で深い審議にいたらない	5	41.7
審議会開催の手続き・事務が大変である	4	33.3
児相で医師・弁護士等専門家を活用しておりメリットがない	4	33.3
その他	1	8.3

⑪部会の望ましい社会的役割

部会の望ましい社会的役割としては、「第三者的役割をはたす」が74.4%と最も多く、次いで「児童の権利擁護機能の充実」59.8%、「自発的に制度改善への提言をする」32.9%となっている。

表5-2-20 部会の望ましい社会的役割 (MA)

	度数	パーセント
児相部会自体が調査、調整機能をもつ	11	13.4
第三者的役割をはたす	61	74.4
自発的に制度改善への提言をする	27	32.9
児童の権利擁護機能の充実	49	59.8
不服申し立てを受けける機関として機能する	18	22.0
虐待死などの重大事例に関する検証を行う	23	28.0
その他	2	2.4

3. 結果の特徴

1) 調査票 I

①児童福祉審議会の位置づけ

部会の設置状況については、「独立設置」が約7割を占めている。

児童相談所の設置数については、「複数」が約8割を占めている。

部会数については、「1か所」が約9割を占めている。

事務局の設置場所については、「本庁」が5割強、「児童相談所」が約4割となっている。

部会の開催場所については、「特定の児童相談所」と「本庁」がそれぞれ4割台半ばとなっている。また、開催場所の選定理由については、「事務局のある場所」と「委員の出席のしやすさ」が6割台、「交通の利便性」と「開催準備のしやすさ」が5割台である。

②児童相談所部会の運営の状況

平成15年度開催回数については、「0回」が17.4%ともっとも多く、「1回」(13.0%)、「2回」(15.2%)とあわせると5割弱を占めている。一方、「10回」以上は2割弱となっている。

1回の審議時間については、「2時間」が62.8%ともっとも多く、「1時間」(20.9%)、「3時間」(14.0%)をあわせると9割台後半が3時間以内となっている。

開催頻度については、「不定期開催」が41.3%ともっとも多く、次いで「毎月」26.1%、「2か月に1度」15.2%となっている。

開催日の設定方法については、「年間予定設定」が61.5%であり、「その都度設定」が38.5%となっている。

③児童相談所部会の委員のあり方

委員の選出方法については、「既存委員を含め新たに選出」が6割台半ば、「既存の委員から選出」が2割強となっている。

委員数については、「5人」が約半数を占めている。また、「6人」(19.6%)、「7人」(13.0%)をあわせると「5人から7人」で8割台半ばを占めている。

部会の委員の職種については、「弁護士」が2割弱となっている。「小児科医」(10.2%)、「精神科医」(12.9%)、「その他医師」(1.1%)をあわせた「医師」は2割台半ばとなっている。「弁護士」、「医師」で約4割を占めている。

④児童相談所部会での審議内容等について

審議した事例の種類については、「虐待相談」が約7割を占めている。

部会への委員以外の出席者については、「児童相談所長」が9割強ともっとも多く、次いで「担当児童福祉司」の8割台半ばとなっている。6割台で「事務局」、5割台で「事例担当以

外の児相職員」、4割台で「担当心理判定員」となっている。

⑤児童相談所部会の今後のあり方

部会の意見聴取の児童相談所への有効性については、「とても役にたっている」(62.2%)と「やや役にたっている」(26.7%)をあわせると、全体の約9割を占めている。

部会の望ましい社会的役割については、「第三者的役割」が8割を超えてもっとも多くなっている。5割台で「児童の権利擁護機能を充実」、3割台で「重大事例検証」と「制度改善提言」となっている。

2) 調査票Ⅱ

①児童相談所部会での審議の状況について

平成15年度の審議件数については、「0件」36.4%ともっとも多く、次いで「1～3件」33.3%、「4～6件」14.7%となっている。

平成15年度の法的対応件数および審議の状況については、「28条の申し立て事例」が157件、うち「部会に事例を提出した件数」が106件、「部会に事後報告した件数」が51件となっている。

措置中事例の審議の有無については、「あり」が3分の1を占めている。

措置中事例の審議内容については、「家庭引き取り」が4割台半ばともっとも多く、次いで「措置施設の変更」が4割弱となっている。

②審議の方法について

1回の審議件数については、「2件」が約4割を占めており、「3件」(25.5%)、「1件」(23.4%)をあわせると「1件」から「3件」で約9割を占めている。

事例に関する資料の配付方法については、「当日に委員に配布する」が5割強を占めており、「事前に委員に配布する」が約4割となっている。

事例の概要の説明方法については、「児相所長等の管理職が説明する」が5割台半ばを占めており、「事例担当者が説明する」が約3割となっている。

審議の方法については、「活発な質疑応答」が8割台半ばを占めており、「児相の方針を聞き、おおむね承認」が3割弱となっている。

意見具申の提出時期については、「その場で意見具申」が8割強を占めており、「後日、意見具申」が2割強となっている。

意見具申の方法については、「意見具申は口頭」が7割強を占めており、「意見具申は文書」が4割台半ばとなっている。

審議後の対応については、「審議事例の経過報告」が8割強を占めており、「事後報告」が6割弱、「継続審議」が4割強となっている。

③審議会と関係機関の関わりについて

関係機関の出席については、「賛成」(30.6%)と「やや賛成」(24.0%)をあわせると54.6%、「反対」(14.0%)と「やや反対」(31.4%)をあわせると45.4%であり、やや賛成意見が上回っている。

関係機関の出席への賛成理由については、「事例の幅広い見方」(69.2%)と「関係機関間の方針の統一」(63.1%)が6割を超えており、4割台には、「関係機関間の調整」(46.2%)と「児相の現状の理解」(46.2%)が並んでいる。

関係機関の出席への反対理由については、「関係機関の意見も児相が説明することにより、必要性がない」が8割を超えており、2割台には、「関係機関の出席を調整することが困難」(29.1%)と「関係機関を前に意見がいいにくい」(25.5%)が並んでいる。

部会の意見聴取実施の当事者への伝達の有無については、「必要なら伝えることもある」が5割弱を占めている。「原則として伝えている」(25.3%)と「伝えていない」(24.1%)がそれぞれ4分の1ずつを占めている。

部会の答申の当事者への伝達の有無については、「必要なら伝えることもある」が約5割を占めている。「伝えていない」(22.8%)と「原則として伝えている」(22.8%)がそれぞれ2割強を占めている。

④児童相談所部会の今後のあり方

児童相談所にとっての意見聴取の有効性については、「役にたっている」(58.0%)と「やや役にたっている」(27.2%)をあわせると全体の8割台半ばを占めている。

意見聴取が役にたっている理由に対して、9割を超えるものは「処遇の客観性の確保」(97.1%)である。6割台には「処遇の透明性の確保」(69.6%)、「専門的意見が得られる」(66.7%)となっている。

意見聴取が役にたっていない理由に対して、8割を超えるものは「緊急時に対応できない」(83.3%)である。4～5割台には、「法的強制力がない」(50.0%)、「開催回数が少ない」(50.0%)、「実践的な助言を得られない」(41.7%)、「形式的な進行で深い審議にいたらない」(41.7%)が並んでいる。

部会の望ましい社会的役割に対して、7割を超えるものは「第三者的役割をはたす」(74.4%)である。5割台に「児童の権利擁護機能の充実」(59.8%)、3割台に「自発的に制度改善への提言をする」(32.9%)となっている。

第6章 子ども家庭相談のグランドデザイン

1. 今回の調査から見た子ども家庭相談体制の課題

今回の調査から得られた意見を、子ども相談の一連のプロセスの中で検討してみたところ、①初期のケースマネジメント体制、②ケース介入への役割分担とスーパービジョン、③ケースの措置とアドミニストレーションという3つの部分で以下のような課題があることがわかった。(図6-1参照)

1) 初期のケースマネジメント体制—初動体制づくり

子ども相談のプロセスの中で、初期の初動体制について懸念を持つ意見が多かった。それは、都道府県と市町村が子ども相談という一連の流れの中で分断されるのではないか、また市町村と都道府県の双方がケースの検討をすることで対応への時間がかかるのではないかというものである。実際に重篤な虐待事件で初動体制が遅れたために子どもを適切に保護できなかったというケースも存在しており、関係者の懸念も十分に理解できるものである。この初期のケースマネジメント体制は、「発見」—「相談・通告」—「調査」—「リスクアセスメントの判断」—「一時保護」—「相談種別の決定」という部分から成り立ち、この初動体制づくりには、次のような課題がある。

①「発見」—「相談・通告」

「発見」から「相談・通告」にいたる部分では、市町村の民生委員児童委員、学校等地域の関係者と市町村担当者との交流や協働のための地域啓発活動が重要である。さらに都道府県との事前の役割分担や調整も必要である。また子ども相談のニーズを地域の中で拾い上げるためには、任意設置ではあるが要保護児童対策地域協議会をどのように機能させるかということも大きな課題となる。

さて、「相談・通告」の一次窓口の設置場所については、質問調査では、市町村と都道府県とがほぼ半数であるが、市町村で重点的に展開し、都道府県は市町村からあげられたケースのみに携わり、窓口を設置しないという選択肢もある。ただ、その場合でも、子ども虐待への対応等で、各都道府県児童相談所レベルでようやく24時間相談体制が構築されつつある中、この24時間相談体制のシステムと市町村の相談窓口との実務連携をどのように具体的に実現させるかも検討しなければならない。家族、近隣、学校等の社会機関など、さまざまところから入ってくる相談への対応に関して、市町村をベースとしながら都道府県レベルの専門力を、どのように活用するかというシステムづくりが求められることになる。今回の法改正では、この部分のデザインが非常に重要であると考えられる。この相談窓口の分散化（市町村と都道府県で協力しながら窓口を増設する）と集中化（極端には窓口を一本化し、さらに相談情報を集中的に管理する）の二つの重要な機能の方向性を念頭に置きながら、全体のシステムデザインの中

で、機能的・合理的に展開できるものとして実現できるよう検討していかなければならない。現状の地域子ども虐待ネットワークが果たしている機能については、懐疑的な意見もあったが、市町村域での都道府県との協働や相談情報の集中管理ということを考えてとき、要保護児童対策地域協議会が一定の機能を果たせるようにすることも、ひとつのポイントとなるであろう。

②「調査」

調査に関して、現行法では「立入調査」は都道府県知事のもとで実施されることになっていて、また「立入調査」は都道府県で実施すべきという意見も強い。しかし、実際には市町村に入った相談は、その機関で要否の一次判断をくださ必要がある。そしてさらに都道府県児童相談所と情報共有し、児童相談所の二次判断において実施の決定をするというかたちになる。

市町村では、充分相談動機があるような保護者に対してなど、訪問可能な範囲のケース調査をしたり、周辺調査を行うことなどが求められるであろうが、ここでも市町村と都道府県が相当密接なスーパービジョン関係を保ちながら連携していく仕組みが求められる。さらにアウトリーチの問題も今回、指摘されている。相談機関が相談当事者を待つということだけでなく、地域の当事者宅に出かけて行って調査をする人材が必要なのである。これまでからも民生委員児童委員に期待されてきたが、地域で多くの役割を担い重責状態も見られている。現在、先駆的な地域では、子育て支援のためのボランティアを育成しながら、訪問家族支援を行っている場合もあるが、そのようなボランティアな資源に「調査」を期待する訳にはいかないだろう。地域の中で「即座に対応できる専門職チーム（警察、相談ソーシャルワーカー、弁護士、医師等）」を構成しておくということが心強いが、これも都道府県レベルでの検討事項となるであろう。児童福祉司の資格要件の拡充が行われたことに関して賛否両論の意見が見られたが、児童福祉法の中では「調査」を行うのは「児童福祉司」に限るという規定があり、「調査」の法的な根拠をさらに精査・明確化することや、周辺調査においては、守秘義務や情報セキュリティに配慮しながら、要保護児童対策地域協議会が一定の役割を果たすことも期待される。

③「リスクアセスメントの判断」－「一時保護」

今回のヒアリング調査でも、都道府県児童相談所と市町村とで共通のリスクアセスメント指標を共有すること、そして研修をすることが指摘されている。アセスメント指標を活用するためにも、都道府県と市町村合同の研修会の実施や、市町村と都道府県の担当者が協働で実務のケースロードを体験できる機会の確保も求められる。

子どもの安全を評価するという重要な任務を担うために、一定期間、市町村担当者が児童相談所で実務体験を踏まえる取り組みや、児童相談所職員が市町村相談機関に一定期間出向するなど、都道府県児童相談所が市町村相談機関に密接に関与しながら協働することは必要であろう。さらに、研修的なものだけでなく、継続的な業務の中で、児童相談所が都道府県内各市町村を分担してスーパーバイズするためには、現状の児童福祉司数で可能なのかを検討すべきである。相談機能の強化のために、児童福祉司の配置標準が人口5万人から8万人にひとり程度へと変更されたが、全国の多くの市町村が人口3万人程度の規模である。今回のヒアリングで